

令和2年10月9日

学内教職員 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部

副本部長 佐藤 勲

副本部長 藤野 公之

### 国際的な人の往来の再開に伴う対応について

10月1日から、原則として全ての国・地域からの中長期在留者（在留許可を得て3か月以上滞在する者）については、以下の外務省 HP の通り、順次、限定的に新規入国が認められることとなりました。

学院等において受入れを希望する外国人教員等がある場合は、誓約書を作成するなどの大学における手続き等がありますので、以下に御連絡ください。

なお、外国人留学生の来日にかかる手続き等については、別途連絡します。

○問い合わせ先：

- 外国人教員・外国人研究員の受け入れ関係
  - ・各学院・ILA・IIR に所属： 各学院業務推進課
  - ・上記以外の組織に所属： 各組織の事務室
- 外国人留学生の来日関係： 留学生交流課

○外務省 HP:国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（外国人の方が利用される際の査証の申請について）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)